

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例をここに公布する。

○高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例

(平成 14 年 3 月 29 日条例第 3 号)

改正 平成 16 年 3 月 30 日条例第 6 号 平成 16 年 3 月 30 日条例第 26 号
平成 18 年 12 月 26 日条例第 54 号平成 21 年 10 月 23 日条例第 69 号
平成 24 年 12 月 28 日条例第 72 号平成 26 年 7 月 8 日条例第 61 号

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校又は教育委員会規則で定める専修学校の高等課程(以下「高等学校等」という。)において勉学する意欲と能力を持ちながら経済的な理由により修学が困難な者に対し、奨学金を貸与することにより、教育の機会均等を図り、もって社会において有為な人材を育成することを目的とする。

一部改正〔平成 16 年条例 26 号・18 年 54 号〕

(奨学金の貸与)

第 2 条 高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者に対し、奨学金を貸与することができる。

- (1) 高等学校等に在学する生徒であって、教育委員会規則で定める保護者(当該生徒が成年者である場合にあっては、当該生徒)が県内に居住するものであること。
- (2) 経済的な理由により著しく修学が困難な者として教育委員会規則で定める者であること。
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構法(平成 15 年法律第 94 号)による学資の貸与又は母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)による修学資金その他国若しくは県からの奨学金等(教育委員会規則で定める奨学金等を除く。)の貸与を受けていない者であること。

[[独立行政法人日本学生支援機構法](#)] [[母子及び父子並びに寡婦福祉法](#)]

一部改正〔平成 26 年条例 61 号〕

一部改正〔平成 26 年条例 61 号〕

2 教育委員会は、予算の範囲内で、前項各号に掲げる全ての要件を備えている者のうちから選考の上、奨学金を貸与する者を決定するものとする。

[[前項第 1 号](#)] [[前項第 2 号](#)] [[前項第 3 号](#)]

一部改正〔平成 26 年条例 61 号〕

一部改正〔平成 16 年条例 26 号・26 年 61 号〕

(奨学金の額等)

第3条 奨学金の月額、次の表に定めるとおりとする。ただし、奨学金の貸与を受けようとする者から申出があったときは、当該月額に5,000円を加算することができる。

区分	月額
地方公共団体、国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。)又は独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等学校等に在学する生徒	18,000円
私立の高等学校等に在学する生徒	30,000円

全部改正〔平成21年条例69号〕

〔[国立大学法人法第2条第1項](#)〕

一部改正〔平成21年条例69号〕

- 奨学金の貸与の期間は、高等学校等の正規の修業年限を限度とする。ただし、修業年限の定めのない高等学校等に在学する生徒に対する奨学金の貸与の期間は、教育委員会規則で定める。
- 教育委員会は、第1項ただし書の規定に基づく奨学金の月額の加算について、奨学金の貸与を受けている者から当該加算の申出又は当該加算の辞退の申出があったときは、奨学金の月額を増額し、又は減額することができる。

〔[第1項](#)〕

追加〔平成21年条例69号〕

- 奨学金は、無利子とする。

一部改正〔平成21年条例69号〕

一部改正〔平成16年条例6号・21年69号〕

(貸与の一時停止)

第4条 教育委員会は、奨学金の貸与を受けている者が休学したときその他奨学金を貸与することが不相当であると認めたときは、奨学金の貸与を一時停止することができる。

(貸与の再開)

第5条 教育委員会は、前条の規定に基づき奨学金の貸与を一時停止した場合において、当該一時停止した理由がなくなつたと認めたときは、奨学金の貸与を再開するものとする。

〔[前条](#)〕

一部改正〔平成21年条例69号〕

(貸与の取消し)

第6条 教育委員会は、奨学金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項各号に掲げる要件を欠いたとき。ただし、同項第1号に規定する保護者(奨学金の貸与を受けている者が成年者である場合にあっては、当該者)が県内に居住しなくなったときを除く。

[第2条第1項第1号] [第2条第1項第2号] [第2条第1項第3号] [同項第1号]

- (2) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、奨学金を貸与することが不相当であると認めるとき。

[第1号] [前号]

(返還)

第7条 奨学金の貸与を受けた者は、貸与の期間が満了したとき又は前条の規定により貸与を取り消されたときは、貸与の期間が満了した日又は貸与を取り消された日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内で教育委員会規則で定める期間内に、貸与を受けた奨学金を教育委員会規則で定めるところにより返還しなければならない。

[前条]

(返還の猶予)

第8条 教育委員会は、奨学金の貸与を受けた者が貸与の期間が満了した後又は第6条の規定により貸与を取り消された後において次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会規則で定めるところにより奨学金の返還を猶予することができる。

[第6条]

- (1) 高等学校等、大学その他の教育委員会規則で定める学校に在学しているとき又は高等学校等を卒業後6月を経過しないとき。
- (2) 経済的な理由により奨学金を返還することが困難であると認められるとき。

追加 [平成24年条例72号]

- (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき。

一部改正 [平成24年条例72号]

一部改正 [平成24年条例72号]

一部改正 [平成24年条例72号]

(返還の免除)

第9条 教育委員会は、奨学金の貸与を受けた者が死亡したとき又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたときは、教育委員会規則で定めるところにより奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(延滞利子)

第10条 奨学金の貸与を受けた者が正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

2 前項の延滞利子を計算する場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

[前項]

(事務処理の特例)

第11条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定に基づき、この条例の施行のための教育委員会規則に基づく教育委員会の権限に属する事務のうち、別に教育委員会規則で定める事務は、市町村が処理することとする。

[地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項]

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、平成14年4月1日以後に高等学校等の第1学年に入学した者(中等教育学校の第4学年に在学することとなった者を含む。)に対する奨学金の貸与について適用する。

一部改正〔平成16年条例26号〕

3 この条例は、平成14年4月分の奨学金の貸与から適用する。

(高知県特別会計設置条例の一部改正)

4 高知県特別会計設置条例(昭和39年高知県条例第3号)の一部を次のように改正する。

本則の表中

「流通団地及び工業団地造成事業の経理区分を明らかにするため	高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計
-------------------------------	-----------------------

を

「流通団地及び工業団地造成事業の経理区分を明らかにするため	高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計
高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例(平成14年高知県条例第3号)による奨学金貸与事業を行うため	高知県高等学校等奨学金特別会計

に改める。

附 則(平成16年3月30日条例第6号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月30日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定及び第2条中高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例第2条第1項第3号の改正規定 平成16年4月1日

(2) 第2条中高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例第1条の改正規定及び次項 平成17年4月1日

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例第1条の規定は、平成17年4月1日以後に高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾(ろう)学校及び養護学校の高等部を含む。)、高等専門学校又は教育委員会規則で定める専修学校の高等課程(以下この項において「高等学校等」という。)の第1学年又は第1年次に入学した者(中等教育学校の第4学年に在学することとなった者を含む。)に対する奨学金の貸与から適用し、同日前に高等学校等に入学した者に対する奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則(平成18年12月26日条例第54号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

2 略

附 則(平成21年10月23日条例第69号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、この条例による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(同項において「施行日」という。)以後に新たに奨学金の貸与を決定する者に対する奨学金の貸与について適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第 3 条の規定は、施行日前から引き続き奨学金の貸与を受けている者に対する奨学金の貸与についても適用する。この場合において、この条例による改正前の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例(以下この項において「旧条例」という。)第 3 条第 1 項の自宅通学者は新条例第 3 条第 1 項ただし書の規定に基づく奨学金の月額を加算を受けていない者と、旧条例第 3 条第 1 項の自宅外通学者は新条例第 3 条第 1 項ただし書の規定に基づく奨学金の月額を加算を受けている者とみなす。

附 則(平成 24 年 12 月 28 日条例第 72 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新たに奨学金の貸与を決定する者の奨学金の返還について適用し、施行日前に奨学金の貸与を決定した者(同項に規定する者を除く。)の奨学金の返還については、なお従前の例による。
 - 3 新条例第 8 条第 2 号の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後に奨学金の貸与を受けた者又は施行日において現に奨学金の貸与を受けている者についても適用する。

附 則(平成 26 年 7 月 8 日条例第 61 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中高知県特別会計設置条例本則の表の改正規定(「高知県母子寡婦福祉資金特別会計」を「高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計」に改める部分に限る。次項において同じ。)及び同項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 略